



厚生労働省岩手労働局発表  
平成 28 年 2 月 4 日

【照会先】  
岩手労働局労働基準部監督課  
監督課長 高橋 嘉寿満  
監察監督官 川上 明  
電話 019-604-3006

報道関係者 各位

## 被災 3 局建設業一斉監督指導の実施結果

～ 509 現場中 287 現場(56.4%)で法違反、52 現場に設備の使用停止等を命令～

1 建設業については、墜落・転落災害等をはじめとした重篤な労働災害が他の産業に比べ多く発生しています。特に、東日本大震災の被災地では多くの工事が継続されており、更なる労働災害の発生が危惧されます。また、年末年始にかけては、路面凍結等の労働環境の悪化に加え、年の瀬の慌ただしさ等による労働災害の発生も懸念される季節です。

このような状況を踏まえ、岩手労働局（局長 久古谷敏行）では、東日本大震災の被災地を管轄する宮城労働局及び福島労働局と連携して、平成 27 年 12 月 1 日（火）から同月 21 日（月）まで、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しましたので、その結果を公表します。

### 【結果の概要】（詳細は別紙）

#### 1 監督指導実施現場数

509 現場（うち岩手局分 154 現場）

#### 2 労働安全衛生法違反を認めた現場数

287 現場，違反率 56.4%（うち岩手局分 106 現場，違反率 68.8%）

#### 3 主要違反事項別違反状況（違反の多かった順に 3 項目）

##### (1) 元請事業者の講ずべき措置等

230 現場，違反率 45.2%（うち岩手局分 79 現場，違反率 51.3%）

##### (2) 墜落防止措置

175 現場，違反率 34.4%（うち岩手局分 65 現場，違反率 42.2%）

##### (3) 車両系建設機械等による災害防止措置

72 現場，違反率 14.1%（うち岩手局分 30 現場，違反率 19.5%）

2 岩手労働局では、今回の監督指導実施結果を受けて、発注機関・関係団体（合計 97 団体）に対する要請を行うこととしており、業界としての取組を更に強化していただくため、一般社団法人岩手県建設業協会（会長 木下 紘）に対しては、岩手労働局長より、労働災害防止に向けた要請書を手交します。（要請内容については別添（要請書）参照）

要請日時：2月5日（金）午前10時30分（岩手労働局 局長室）

3 また、岩手労働局では、建設工事現場における労働安全衛生法違反について、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、発注機関とも連携（ ）しつつ、建設工事現場に対する重点的な監督指導等を実施することとしています。

（ ）建設業における労働災害を防止するためには、これまで以上に国土交通省又は岩手県等の発注機関との連携を強化することが重要であることから、初めての取組として労働基準監督署と発注機関との合同による監督指導を今回の被災3局一斉監督において実施しました。

## 平成 27 年度 被災 3 局建設業一斉監督指導実施結果

## 1 監督指導実施状況

3 局合計の監督指導実施現場数は 509 現場で、このうち 287 現場で何らかの労働安全衛生法違反を認めた。監督指導実施現場数に対する法違反現場数の割合（以下「違反率」という。）は 56.4%である。

また、法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立ち入り禁止や作業の停止、機械設備等の使用の停止等（以下「使用停止等」という。）を命じたのは 52 現場である。

これらについての局別内訳は、表 1 のとおりである。

表 1 局別監督実施現場数等

	合計	岩手局	宮城局	福島局
監督指導実施現場数	509	154	81	274
法違反現場数	287	106	44	137
使用停止等命令現場数	52	26	6	20
違反率	56.4	68.8	54.3	50.0

## 2 労働安全衛生法の主要項目別の違反状況

主要項目別の法違反では、「元方事業者の講ずべき措置等」が最も多くなっており、230 現場、45.2%の現場でその違反を認めている。以下、「墜落防止措置」（175 現場、34.4%）、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置」（72 現場、14.1%）、「作業主任者の選任・職務」（28 現場、5.5%）、「土砂崩壊防止措置」（8 現場、1.6%）の順となっている。

これらについての局別内訳は、表 2 のとおりである。

表 2 労働安全衛生法の主要事項別違反件数 ( ) 内は違反率

主要項目	合計	岩手局	宮城局	福島局
元方事業者の講ずべき措置等 ( 1 )	230 ( 45.2% )	79 ( 51.3% )	40 ( 49.4% )	111 ( 40.5% )
墜落防止措置 ( 2 )	175 ( 34.4% )	65 ( 42.2% )	24 ( 29.6% )	86 ( 31.4% )
車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置 ( 3 )	72 ( 14.1% )	30 ( 19.5% )	19 ( 23.5% )	23 ( 8.4% )
作業主任者の選任・職務 ( 4 )	28 ( 5.5% )	5 ( 3.2% )	6 ( 7.4% )	17 ( 6.2% )
土砂崩壊防止措置 ( 5 )	8 ( 1.6% )	4 ( 2.6% )	2 ( 2.5% )	2 ( 0.7% )

1 つの現場で複数の違反があった場合があるため、合計と違反現場数とは一致しない。

- ( 1 ) 下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請が行っていない等
- ( 2 ) 高さ 2 メートル以上の足場や作業床の端に手すり等を設けていない等
- ( 3 ) 車両系建設機械（バックホー）等を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、立入禁止措置等を講じていない等
- ( 4 ) 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業において、作業主任者を選任していない、作業主任者にその職務を履行させていない等

- ( 5 ) 土砂が崩壊するおそれのある場所に土砂崩壊を防止するための措置（土止め支保工の設置等）を講じていない等

### 3 主な違反の態様

#### ( 1 ) 墜落防止措置

木造 2 階建公営住宅新築工事現場において、足場の作業床に墜落防止のための下さん等及び物体の落下を防止するための幅木等が設けられていなかったことから、下請事業者 2 者及び元請事業者に対して作業の停止及び設備の変更を命じた。(岩手)

鉄骨 3 階建の店舗兼住宅の新築工事現場において、2 階内部階段部分の周囲に墜落防止用の手すり等が設けられていなかったことから、下請事業者及び元請事業者に対して、その箇所への立ち入り禁止及び手すり等を取り付けるよう変更を命じた。(岩手)

#### ( 2 ) 車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置

運動施設の新設工事現場において、過巻防止装置の破損した移動式クレーンを使用して荷役作業を行っていたことから、この作業を行っていた下請事業者に対してその使用の停止を命じた。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。(宮城)

村道の舗装改修工事現場において、車両系建設機械であるローラー等によるアスファルト舗装作業を行っていたところ、ローラーに係る作業計画に基づき作業が行われていなかったことから、法令違反として是正を勧告した。(福島)

#### ( 3 ) 作業主任者の選任・職務

鉄骨 2 階建工場新築工事現場において、下請労働者が高所作業車を使用して鉄骨組み立て作業を行っていたが、法定の「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」を選任せず、また、高所作業車を用いて作業を行うときの作業計画を作成していなかったことから、この作業を行っていた下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。(宮城)

道路改良工事現場において、重機による法面の掘削作業を行うに際して、法定の「地山の掘削作業主任者」を選任していなかったことから、この作業を行っていた下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。(福島)

#### ( 4 ) 土砂崩壊防止措置

工場新築工事現場において、深さ約 3 メートルの掘削穴の内部で浄化槽基礎の型枠工事を行うに際して、当該掘削穴の法面はほぼ垂直で地山の崩壊等の危険があったのに、土止め支保工を設ける等の措置を講じていなかったことから、この作業を行った下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。(宮城)

(写)

岩労発基 0205 第 1号  
平成 28 年 2 月 5 日

一般社団法人岩手県建設業協会長 殿

岩手労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働行政に対し格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手労働局では、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事における労働災害防止対策を最重点施策の一つとして取り組んでいるところであり、震災後大幅に増加した県内の建設業における労働災害は、関係者の皆様方の御努力により減少傾向にあります。しかしながら重機等との接触や墜落・転落による重篤な災害は依然として多く発生しており、さらに復旧・復興工事が今後とも高水準で推移することが見込まれる中で、県内における建設業の労働災害が再び増加に転じることが懸念されるところです。

このような状況の下、特に年末年始にかけては、路面凍結等の労働環境の悪化に加え、年の瀬の慌ただしさ等による労働災害の発生も危惧されたことから、当局と宮城・福島労働局とで連携して、平成 27 年 12 月 1 日から同月 21 日までの間、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しました。

その結果をみますと、監督指導を実施した 154 現場のうち 106 現場（68.8%）で何らかの労働安全衛生法違反を認め、特に重篤な労働災害につながりかねない墜落防止措置や重機との接触防止措置に係る法違反については、それぞれ 65 現場（42.2%）、30 現場（19.5%）で認める結果となっております。

つきましては、別紙及び下記事項の内容について機会を捉えて関係事業場に御周知いただくとともに、今後、貴機関・団体におかれてパトロール等を実施される際にも、特に下記の 5 項目を重点事項として、建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について御指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、建設業における労働災害防止対策の更なる推進の観点から、本要請に基づく取組内容を関係団体等に広く周知したいと考えていますので、その取組内容につきまして、当局労働基準部監督課あて情報提供していただきますようお願い申し上げます。

記

## 1 元方事業者の下請事業者に対する指導の徹底

工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、工事現場において法令違反が生じないように下請事業者を適切に指導することにより、元方事業者と下請事業者が一体となって労働災害の防止を図ること。

## 2 墜落防止措置の徹底

高さ2メートル以上の足場や作業床の端、開口部等に手すり等を設けるなど法令に基づく墜落防止措置を徹底すること。特に、作業の必要上、臨時に手すり等を取り外した場合に、作業を終えた後も復旧されないままとなっている現場が散見される等安全意識が必ずしも全ての作業員に徹底されていない実態が認められることから、速やかに復旧することを徹底するとともに、日常点検を確実にを行うこと。

## 3 建設機械による災害防止対策の徹底

車両系建設機械や移動式クレーン等を使用する場合には、あらかじめ作業計画を作成して作業を行うこと。また、作業者との接触を防止するための立入禁止措置など法令に基づく措置を確実に講じること。

## 4 作業主任者の選任と職務の励行

作業主任者を選任すべき作業は労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業であることから、作業主任者を選任し、当該作業主任者の指名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、その職務の励行を徹底すること。

## 5 安全意識の高揚

労働災害を防止するためには、作業員一人ひとりが安全を優先した作業を徹底することが重要であることから、例えば「安全決意宣言」の活動を実施する等、作業員一人ひとりの安全意識の高揚を図ること。